

全国統一標語

いまかね119

火の用心 ことばを形に 習慣に

夏到来！夏ならではの火災に注意しましょう！

夏と言えば花火ですか…

- ◆ 打上げ花火にライターで点火したところ着火と同時に打ち上がり髪の毛が燃え額に火傷を負った。
- ➡ 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう！また、決して筒先に顔や体を出さないで下さい。
- ◆ 花火の後始末が不十分でゴミ箱から出火した。
- ➡ バケツ等に水を用意して、残り火を完全に消火しましょう！



長年使っている扇風機が…

- ◆ 扇風機からバチバチッと音がして煙が出た。
- ➡ 経年劣化により扇風機の部品から発火する事故が多発しています。注意して下さい！
- ➡ 异音や発熱など異変に気づいたら直ちに使用を中止して下さい。



檜山管内で消火器に関する不審な電話がありました！

檜山管内の一般家庭において身元不明の男性から『消火器を無料で点検する。古ければ新しく購入しなければならない。これから訪問して良いか？』といった不審な電話を受けた事案が発生しました！！

そもそも、一般家庭に消火器の設置義務はありません。（あくまでも任意の設置となります。）また、点検の義務もありません。このような不審な電話を受けた場合は、はっきりと断りましょう！そして、消防署で消火器等の斡旋、販売、点検は一切行っていないので『消防から来ました。』と言われてもはっきりと断りましょう！



平成30年 今金消防署 管轄内 出動件数（平成30年6月30日現在）

【救急出動 135 件・救助出動 0 件・火災出動 1 件・警戒出動 13 件・捜索出動 0 件】

火事・救急・救助は119番へ

携帯電話からの通報は、出動時間短縮の為に
管轄消防署の一般電話に！

※ホームページもご覧下さい。 http://www.town.imakane.lg.jp/modules/top_fir/

檜山広域行政組合今金消防署
今 金 町 消 防 団

TEL 0137-82-0519
TEL 0137-82-0156

ゴミ焼きは違法です！

今金町内において、いまだに家庭で出た一般ゴミを焼却しているお宅があります。

※一部例外を除き、ゴミ焼きを行った場合「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又は併科**が科されます。

例外

- ①稻わら・豆殻・もみ殻の焼却
- ②枝・木の焼却(ただし、農業・林業を営むためにやむを得ないもの)
- ③とんと・しめ縄の焼却
- ④あぜ・側溝(用水路)の枯草の焼却
- ⑤落ち葉たき、キャンプファイヤー

※上記①～⑤の焼却は、例外として認められていますが、あらかじめ消防署へ
「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為の届出書」の提出
をお願い致します。

～熱中症を予防して元気な夏を～

熱中症とは…

温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり「体温上昇」「めまい」「体のだるさ」ひどい時には、「けいれん」や「意識の異常」など、様々な障害をおこす症状のことです。

家の中でじっとしていても室内の湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

熱中症予防のポイント

- ・部屋の温度が28℃を超えないように、こまめにチェック！
(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお奨めします。)
- ・のどが渴かなくてもこまめに水分補給！
- ・外出の際は、体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策を！
- ・無理をせず、適度に休憩を！
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

